

「富谷市総合計画基本構想」

第1回 富谷町総合計画審議会

◇日時 平成28年7月13日(水)
17:00~

◇場所 富谷町役場3階 305会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 議事
 - (1) 会長及び会長職務代理者の選任について
 - (2) 富谷町地方創生交付金事業実績について
 - (3) 富谷市総合計画基本構想案について
- 6 その他
- 7 閉 会

資料等

地方創生交付金事業実施状況について	資料1
富谷市総合計画策定スケジュール	資料2
まちづくりアンケート集計結果概要	資料3
(参考)まちづくりアンケートサンプル	資料4
とみや市制施行・まちづくり懇談会概要	資料5
富谷町総合計画の評価・課題(未定稿)	資料6
富谷市総合計画基本構想骨子案	資料7
富谷市総合計画基本構想案	資料8
(参考)富谷町総合計画基本構想	資料9

「住みたくなるまち・日本一」を目指して
2016.10.10 市制移行

■富谷町総合計画審議会委員

No.	氏名	役職
1	平岡政子	富谷町行政区長会会長（明石台第二）
2	富田智子	オフィス・シッチ代表 平成26年度広報モニター
3	小松明巳	おんないん会会長
4	草間吉夫	東北福祉大学特任教授（元高萩市長）
5	佐々木久美子	宮城大学看護学部看護学科教授
6	大川原 潔	(株)喜助 (株)キスケフーズ代表取締役社長
7	佐藤由一	あさひな農業協同組合代表理事専務
8	大川明雄	くろかわ商工会会長
9	麻生川 敦	東向陽台小学校校長
10	増田恵美子	富谷町教育委員会委員
11	工藤昌宏	七十七銀行富谷支店長
12	石井光二	有限責任事業組合コムワーク・プロジェクト代表
13	田中志津	とみや国際スイーツ博覧会実行委員会委員長
14	草野昭徳	富谷町社会福祉協議会会長

(敬称略・順不同)

■富谷町

1	若生裕俊	町長
2	大庭豪樹	副町長
3	菅原義一	教育長
4	山田 豊	総務部長
5	小野一郎	保健福祉部長
6	奥山育男	建設部長
7	荒谷 敏	教育次長

(事務局)

1	内海壯晃	企画部長
2	高橋弘勝	企画部企画政策課長
3	松原 誠	企画部企画政策課参事兼市制移行・地方創生推進室長
4	須藤弥生	企画部企画政策課長補佐兼市制移行・地方創生推進室長補佐
5	平岡浩一	企画部企画政策課長補佐兼市制移行・地方創生推進主幹
6	佐藤直生	企画部企画政策課主事兼市制移行・地方創生推進室主査

(オブザーバー)

1	相澤くらら	宮城大学 事業構想学部
2	立花優依	宮城大学 事業構想学部
3	山中洋佑	宮城大学 事業構想学部

議事（１） 会長及び会長職務代理者の選任について

①会長

氏 名	
-----	--

②会長職務代理者の指定

氏 名	
-----	--

【参考】

◇富谷町総合計画審議会条例第3条

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

議事（２） 富谷町地方創生交付金事業実績について

別紙 資料 1 にてご説明します。

議事（3） 富谷市総合計画基本構想案について

審議事項

- 1 富谷町総合計画審議会について
- 2 富谷市総合計画策定の趣旨、概要について
 - (1) 総合計画基本構想策定の趣旨
 - (2) 総合計画の構成
- 3 総合計画策定作業経過について
 - (1) 策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料－2
 - (2) まちづくりアンケート概要・・・・・・・・ 資料－3
(参考) まちづくりアンケートサンプル・・・・ 資料－4
 - (3) とみや市施施行・まちづくり懇談会概要・・・・ 資料－5
 - (4) 富谷町総合計画の評価・課題・・・・・・・・ 資料－6
- 4 基本構想素案について
 - (1) 基本構想骨子案（平成28年2月答申）・・・・ 資料－7
 - (2) 基本構想素案・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料－8
(参考) 富谷町総合計画基本構想・・・・・・ 資料－9

1 富谷町総合計画審議会について

【参考】

富谷町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、町が定める総合計画に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富谷町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 公共的団体の役員又は職員

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その日までとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 富谷市総合計画策定の趣旨、概要について

(1) 総合計画基本構想策定の趣旨

富谷町では現在、平成28年10月10日の市制移行を目指して準備を進めています。また、今日の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展に加え、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口ビジョンや地方版総合戦略の策定など、地方の自立性や将来を見据えた政策の立案など、地方の独自性と魅力あるまちづくりが求められています。このような状況を踏まえ、市制移行とその先のまちづくりの将来像・ビジョンを明確にし、「住みたくなるまち日本一」を目指して、行政、議会、住民、企業など、まさに「オールとみや」で新たな視点に立ったまちづくりを進める必要があることから、平成21年度に策定した総合計画を見直し、新たなまちづくりの指針となる総合計画の改定に着手するものです。今回は、総合計画の根幹となる基本構想について新たに策定するものです。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、まちの将来像とそれを目指すための基本的な施策を表わしたもので、まちづくりの基礎を担う計画です。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

①基本構想

- ・平成28年度から平成37年度（2016～2025）まで 10年間
- ・市制移行を踏まえて、「富谷市」としての将来像・ビジョンを明らかにします。

②基本計画

- ・平成28年度から平成32年度（2016～2020）まで 5年間 前期
- ・平成33年度から平成37年度（2021～2025）まで 5年間 後期
- ・基本構想の実現に必要な各施策の方向性を明らかにします。

③実施計画

- ・3年度間の具体的な事業計画
- ・毎年度ローリング方式

